

議会議案第6号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額
並びにその支給に関する条例の一部改正について

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年9月18日提出

提出者

奈良市議会議員 柳 田 昌 孝

賛成者

奈良市議会議員 北 邦 翔 平

同 中 川 康

同 木 下 修 平

同 佐 野 和 則

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第5項を附則第7項とし、附則第4項の次に次の2項を加える。

（議長の議員報酬及び期末手当の額の特例措置）

- 5 令和7年10月1日現在において議長の職にある者の議員報酬の額は、その者が議長の職を辞するまでの間、第2条第1号の規定にかかわらず、同条第3号に規定する議員の議員報酬の月額に相当する額とする。
- 6 令和7年10月1日現在において議長の職にある者の期末手当の額は、その者が議長の職を辞するまでの間、前項に規定する議員報酬の月額により算出した額とする。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（提案理由）

令和7年10月1日現在議長の職にある者が議長の職を辞するまでの間に限り、議長の議員報酬及び期末手当の額を議員相当額に引き下げることにより、市の財政負担を軽減しようとするものである。

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 令和 7 年 10 月 1 日現在議長の職にある者の議員報酬及び期末手当の額について、その者が議長の職を辞するまでの間、議員の議員報酬及び期末手当に相当する額とする。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none">令和 7 年 10 月 1 日現在議長の職にある者が議長の職を辞するまでの間に限り議長の議員報酬及び期末手当の額を議員相当額に引き下げるにより、市の財政負担を軽減する。		
5 施行期日	令和 7 年 10 月 1 日	所管部課	議会事務局 議会総務課
備考（予算措置、意見・問題点等）			

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
附 則 (施行期日等)	附 則 (施行期日等)
1 略 (議員報酬の額の特例)	1 略 (議員報酬の額の特例)
2 略 (議員報酬及び期末手当の額の特例措置)	2 略 (議員報酬及び期末手当の額の特例措置)
3・4 略 (平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)	3・4 略 <u>(議長の議員報酬及び期末手当の額の特例措置)</u> 5 <u>令和7年10月1日現在において議長の職にある者の議員報酬の額は、その者が議長の職を辞するまでの間、第2条第1号の規定にかかわらず、同条第3号に規定する議員の議員報酬の月額に相当する額とする。</u> 6 <u>令和7年10月1日現在において議長の職にある者の期末手当の額は、その者が議長の職を辞するまでの間、前項に規定する議員報酬の月額により算出した額とする。</u> (平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
5 略	7 略